

石川県立看護大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

したがって、2006（平成18）年4月1日付で正会員への加盟・登録を承認する。

認定の期間は2011（平成23）年3月31日までとする。

II 総 評

一、理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は2000（平成12）年に開学した新設の単科大学であり、教育理念を「人間の生命や生活の質を真に理解できる豊かな人間性ととも、専門的職業人としての基盤を備え、保健・医療・福祉の幅広い領域で、県民の健康と福祉の向上に貢献する看護職及び看護指導者を育成する」と設定している。この教育理念は、学生便覧、シラバス、ホームページに掲載しており、学生に周知されている。また、明確な設立の目的と教育理念、目標に基づき、教育・研究、社会貢献が行われており、学生による授業評価や事務職員の研修等に若干の課題も認められるものの、整備された組織で運営が行われている。学生の募集から教育課程の編成、学生生活への配慮、教員の質向上のための努力等、大学として備えるべき要件はおおむね達成している。既にカリキュラムの改革も実施しており、学生が修学の目的を果たすよう支援している点は評価できる。今後は、教員のモチベーションを高く維持することによって活性化を促すとともに、教育・研究の質のさらなる向上に努められたい。

なお、2004（平成16）年開設の大学院については、今回は評価をしていないが、今後さらに、教員の研究の充実に配慮し、高度実践家育成方法の策定と研究指導体制の確立に努め、「調整・管理能力を有する人材育成」と「将来の看護リーダーの役割を担う人材の育成」という教育目標の実現を期待したい。

二、自己点検・評価の体制

2003（平成15）年に自己点検・評価委員会規程が定められ、8人の委員によって点検・評価が行われている。また、外部有識者による「アカデミック・アドバイザー会議」と「大学懇話会」の2つの外部評価組織を大学設立とともに設置し、これらの意

見を大学運営に反映している点は評価できる。

今回提出された『自己点検・評価報告書』については、大学院の記述が盛り込まれておらず、また、内容に不十分な記述がみられた。今後は、記述の正確さに努めるとともに、2006（平成18）年に大学院が完成年度を迎えるのに合わせ、改めて点検・評価に努め、その結果を自らの改善に役立てることが期待される。

三、長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

教養・基礎教育の「人間科学領域」と、専門教育の「看護専門領域」を明確に分けて運営している。また、「将来構想委員会」を中心に、教員が教育・研究、地域貢献に関する職務に対して十分に力を発揮できる体制作りを検討し、学内組織が合理的に運営できるよう努力している。

今後は、健康科学講座と各看護学講座との関連づけと、大学院設置に伴った学部長と研究科長との関連性を明確にすることが期待される。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

貴大学の教育理念・目標に沿って教育課程が整備されており、専門的職業人の育成に対して成果を挙げている。特に、「人間科学領域」と「看護専門領域」を1～4年次までの一貫教育として捉え、それぞれ5分野の科目をバランスよく配置しており、「人間科学領域」では、学生の意欲に対応できるよう選択科目を多く開講している。また、臨地実習では、施設とのコミュニケーションや、指導体制、実習に対する安全対策を適切に行っている。特に、1年次の「フィールド実習」は、社会的視野を広め、全人教育に役立つ科目として高く評価できる。

カリキュラムは、2003（平成15）年に「カリキュラム検討委員会」を設置し、4年間の点検・評価を行い、内容と配分について看護教育や医療の変化に対応した改善を図っている。

(2) 教育方法等

学生の学習を活性化する取り組みとして、毎年前期・後期に行われるガイダンス、特別講義、1年次生を対象とする「サイエンス塾」等をとおして、教育理念の浸透、学習意欲の活性化に努力している。このように、教育効果を高め、学生の満足度の高い教育への取り組みが始動しつつあるものの、今後はさらに、授業評価への全学的取り組みに向けたシステム整備が望まれる。また、シラバス作成においては、教務委員会・教授会を経ることで教員間のチェックが働く仕組みが取られているが、シラバス

の記載内容にばらつきがみられるため、十分にそのチェック機能が働くことが期待される。

(3) 教育研究交流

教育目標の一つに「国際社会で活躍できる人材の養成」を掲げており、その基礎となる語学教育に力点を置いて、英語教育以外にもドイツ語、中国語、ロシア語と、専門書講読として「英語講読」、「表現学」等、多彩に開講している点は評価できる。「国際社会でも活躍できる人材養成」を教育目標の一つに掲げており、2002（平成14）年よりワシントン大学と学術交流協定を締結し、学生による「夏期アメリカ看護研修」を企画し、人事交流も行っている。

また、2003（平成15）年より県内18の大学、短大、高専間で単位互換協定を締結している。

3 学生の受け入れ

一般選抜入試（前期、後期）、推薦入試、社会人特別選抜、編入学等により、志願者を順調に確保している。入学志願者に対しては、入試要項に大学の基本的受け入れ方針を明確に示しており、高校訪問、出張模擬講座、オープンキャンパス等の機会をつくり、受け入れについて十全な説明を心がけている点は評価できる。また、試験結果をホームページで公表し、受験者本人からの請求があれば各科目の得点および合計点を開示している。

定員管理に関しては、入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率、ともに適切である。また、2000（平成12）年より社会人特別選抜試験を実施しており、毎年2～5人の学生を受け入れている。

今後は、学部が完成年度を迎えたので、大学が教育するにふさわしい学生を受け入れるための入試のあり方を検証する必要がある。

4 学生生活

学生生活と就職に関しては、『学生生活支援ノート』と『進路の手引き』に、指導指針を明確に示している。学生生活や就職指導への満足度については、「生活満足度調査」を実施し、学生の視点に立った改善を図ろうとしている点は評価できる。

また、経済的理由により修学が困難な学生に対して授業料減免を行っており、奨学制度としては、県独自の育英資金や県看護師等修学資金がある。保護者による後援会助成制度はユニークな制度である。

5 研究環境

大学設立の趣旨のなかで、県内の看護教育・研究・研修の拠点として大学を位置づけており、積極的に教員の研究活動を活性化するための取り組みを行っている。その結果、開設から4年であるが着実に実績を上げ、科学研究費補助金の採択数も増し、積極的に研究が行われている。また、研究のための倫理委員会が設置され、教員の研究能力向上への組織的取り組みが行われている。助手を中心とする若手の研究にも配慮し、共同研究も推進している。個人研究費の他、競争的研究資金も導入している。

今後は、各種の会議が教員の研究や教育のための準備時間等に多大な影響を与えることが懸念されるため、役割分担や会議の効率化はできるだけ開設期から時間を経ないうちに実施される必要がある。

教員評価については、教育・研究の実績を反映した独自の評価システムを構築することを期待したい。また、大学院担当教員の中で、論文執筆がない、あるいは論文が担当科目と合致しない教員がみられるため、大学院教育の充実に向けて改善が望まれる。

6 社会貢献

社会人個別選抜試験の実施や科目等履修生制度の導入等、社会人学生の受け入れ体制を整備している。「地域ケア総合センター」を活用した地域貢献等も実施している。また、他の施設においても、図書館、講堂、体育館ともに市民に開放している。

7 教員組織

学部専任教員数は大学設置基準をかなり上回る人数で構成されている。学内外の実習をサポートする助手も比較的多く、研究教育支援職員が充実していることは評価できる。教授から助手までの年齢構成も比較的バランスがとれており、教員任免、昇格に関する規程を整備している。教員組織に関しては、情報の円滑な伝達のため、助教授、講師を含む拡大教授会を組織している。

今後は、このまま年齢構成が移行して高齢化しないよう、人事の流動化を期待したい。また、完成年度以降に教員の退職、転出が予測されることから、細部にわたる規程の補充が必要である。

8 事務組織

専門的な大学の事務を県職員が担当することによる不都合は、公立大学において常に指摘される場所であるが、現状において、教育研究組織を支えるための事務局体制の整備は行われている。しかし、大学特有の事務に精通した職員育成のために研修等を継続的に行い、大学独自の事務の人事施策に一層の努力が望まれる。

9 施設・設備

十分な広さを有し、学生が利用しやすい環境と設備が整っている点は高く評価できる。各棟に車椅子対応のエレベーターやトイレ、段差をなくしたスロープの設置等、障がい者の利用に配慮している。ただし、開設時に一斉に設置された施設・設備は老朽化や更新が一度に集中しやすいので、更新計画を前もって立案しておく必要がある。また、講義室数の不足（特に大講義室）、実験的研究をする場の不足状況が指摘されているので対応が望まれる。

10 図書・電子媒体等

大学の図書館として、また地域に開放された図書館として計画的に整備をしており、特色のあるコレクション等にも力を入れている。新設大学であるため資料の整備が困難な点もあるが、ネットワーク等を整備し利用者の便宜を図っている。施設、閲覧室の座席数等も充足している。開学2年目より地域に開放し、多くの利用者がある。また、平日の閉館時間を21時までとしていることや、土曜日も開館していることは評価できる。

今後は、地域性からも、また新設大学としても電子ジャーナルの充実が望まれる。

11 管理運営

種々の規程を整備し、学長の役割が明確になっており、意志決定のプロセスも整っている。教授会と拡大教授会の審議事項が重複している点については、内容や方法について論議し、教育・研究を第一に効率化を検討すべきである。

12 財務

貴大学では、「設立の趣旨と教育理念・教育目標を達成するため財政面について本学設立の年次計画に従い予算措置し、適切に運用していくこと」を目標としている。今後は2003（平成15）年度の完成年度までの整備計画に対して、予算執行状況の適切性を点検・評価し、その後の計画策定に反映していくことが望まれる。

また、貴大学では、教員を対象に研究助成申請のための勉強会を開催するなど、外部研究資金の導入に全学的に取り組んでおり、特に2003（平成15）年度には科学研究費補助金の獲得額が大幅に増加している。引き続き、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得に努力することが望まれる。このような努力により、設置者の財政負担を軽減し、より自律的な大学運営を可能とするとともに、大学の社会的な評価を高められたい。

13 情報公開・説明責任

絶えず県民や在校生に対する情報公開に努めるよう配慮しており、2004（平成16）年に作成した『自己点検・評価報告書』をホームページに掲載し、広く学内外に公表している。

財務状況については、現時点で貴大学としての財政公開は行われていないが、教職員・学生・保護者・地域住民その他の関係者に対する説明責任を十分に果たすためにも、大学単独の財務状況に関する資料を大学の刊行物やホームページに掲載するなど、積極的な情報提供に努めることが望まれる。なお、情報提供にあたっては、一般の人に分かり易くするため、作表、説明に工夫をすることが必要である。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一、長所として特記すべき事項

1 社会貢献

1) 市民への学習機会の提供や大学の施設を市民へ開放しているほか、主に「地域ケア総合センター」を中心として、専門職者への情報発信や共同研究等を積極的に展開していることは評価できる。また、地域行政と情報交換を行い、地域活性を目指して新たな事業展開に参画する等、教員、学生ともに実績を蓄積しつつある点も評価できる。

2 教員組織

1) 学部においては教員1人あたりの学生数が少なく、また実習を支援する助手が20名おり、少人数教育を実践していることは高く評価できる。

二、助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 学生による教員に対する授業評価の実施は個々の教員に委ねられており、大学として統一的、客観的に評価できるシステムの構築が望まれる。
- 2) シラバスは一定の書式で作成されているが、教員によって記載内容にばらつきがある。2005（平成17）年度のシラバスにおいては改善がみられるが、なお一層の努力を期待したい。また、シラバスに記載されている教員と講義担当者が一致しない点も改善する必要がある。

三、勸告
なし

以上

「石川県立看護大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2005（平成17）年1月24日付文書にて、2005（平成17）年度の加盟判定審査ならびに認証評価について申請された件につき、本協会判定委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告いたします。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（石川県立看護大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の評価を行うとともに評価所見を作成し、これを主査が一つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して8月4日に大学審査分科会第2群を開催し、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、9月5日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月28日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに判定委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）は、判定委員会での審議を経て「評価結果」（原案）として貴大学に送付しました。同原案に対して貴大学から提示された意見を参考に原案は修正され、その後理事会、評議員会の議を経て承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「石川県立看護大学資料2」のとおり

です。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否か、ならびに正会員への加盟・登録を承認するか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、貴大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は正会員にふさわしい要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2010（平成22）年度に予定される次回相互評価申請時にこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、正会員にふさわしい要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察の結果、導き出したものであり、必ずしも貴大学の最新動向を完全に踏まえたものとはいえないかもしれませんが、前述の「意見申立」手続き等による貴大学からのご意見を参考に、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意いたしました。

なお、今回の評価にあたり、看護学研究科は、調書作成年度に申請資格充足年度（完成年度＋1年）を迎えておらず、そのため、それらについての評価も十全には行えませんでした。したがって当該研究科については、その完成時の状況を、所定の様式にしたがって完成報告書として取りまとめ、改善報告書提出時に本協会宛に提出いただくよう要請いたします。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2006（平成18）年4月12日までにご連絡ください。

石川県立看護大学資料 1 ―石川県立看護大学提出資料一覧

石川県立看護大学資料 2 ―石川県立看護大学に対する加盟判定審査のスケジュール

石川県立看護大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成16年度石川県立看護大学学生募集要項 (一般選抜・推薦入学・社会人特別選抜・3年次編入学) 平成16年度石川県立看護大学大学院学生募集要項 石川県立看護大学入学者選抜規程 石川県立看護大学大学院入学者選抜規程
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2004 大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法などを具体的に理解する上で役立つもの	a.学部 学生便覧(履修規程掲載) シラバス b.大学院 学生便覧(シラバス、履修規程掲載)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 大学院時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	大学学則 ※石川県立看護大学3参照 大学院学則 ※石川県立看護大学5参照 附属図書館規程 附属地域ケア総合センター規程
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	教授会規程 大学院研究科委員会規程 教務委員会規程 学生委員会規程 入学試験委員会規程 研究・紀要委員会規程 広報委員会規程 国際交流委員会規程 情報システム委員会規程 倫理委員会規程 図書館運営委員会規程 地域ケア総合センター運営委員会規程 FD委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	a.教員等資格審査委員会規程 b.教員等選考規程 c.副学長選考規程 d.学生部長選考規程 e.附属図書館長選考規程 f. 附属地域ケア総合センター長選考規程 g.教員定年規程
(8) 学長選出・罷免関係規程	学長選挙規程

資料の種類	資料の名称
(9) 自己点検・評価関係規程等	自己点検・評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
(11) 規程集	石川県立看護大学規程集
(12) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	附属地域ケア総合センター紹介パンフレット
(13) 図書館利用ガイド等	図書館利用案内
(14) ハラスメント防止に関するパンフレット	ハラスメント防止のために(チラシ)
(15) 就職指導に関するパンフレット	進路の手引き
(16) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生生活支援ノート

石川県立看護大学に対する加盟判定審査のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2005 年	1 月 24 日	貴大学より加盟判定審査申込書・認証評価申請書の提出
	4 月上旬	貴大学より加盟判定審査関連資料の提出
	4 月 6 日	第 1 回判定委員会の開催（平成 17 年度加盟判定審査のスケジュールの確認）
	4 月 26 日	第 423 回理事会の開催（平成 17 年度判定委員会各分科会の構成を決定）
	5 月 16 日 ～28 日	評価者研修セミナー説明（平成 17 年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5 月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	6 月 3 日	第 1 回大学財政評価分科会の開催
	7 月 7 日	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7 月下旬	主査による「分科会報告書」（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8 月 4 日	大学審査分科会第 2 群の開催（「分科会報告書」（原案）の修正）
	8 月 11 日	相互評価委員会／判定委員会合同正・副委員長・幹事会（評価作業の途中経過をふまえた「評価結果」作成方法の確認）
	9 月 5 日	第 2 回大学財政評価分科会の開催
	9 月～	「分科会報告書」（案）の貴大学への送付
	10 月 28 日	実地視察の実施、その後、主査による「分科会報告書」（最終）の作成
	11 月 18 日	第 3 回大学財政評価分科会の開催
	11 月 30 日	判定委員会正・副委員長・幹事会の開催（「分科会報告書」をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12 月 16 日	第 2 回判定委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12 月下旬	「評価結果」（原案）の申請大学への送付
2006 年	2 月 4 日	第 3 回判定委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（原案）を修正）
	2 月 22 日	第 431 回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）
	3 月 29 日	第 95 回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）「評価結果」の申請大学への送付